

指定管理者の指定について（練馬区立北町福祉作業所）

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立北町福祉作業所の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 武蔵野会

(2) 所在地

東京都八王子市台町二丁目7番22号

(3) 代表者

理事長 上野 純宏

3 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成22年1月8日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議）

1月21日 指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議）

5月6日 第2回指定管理者選定小委員会

（施設実地調査の実施、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

- 5月17日 指定管理者選定委員会
(モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定)
- 6月3日 経営診断委託
- 6月15日 企画・提案書作成要項配布、説明会
- 6月30日 企画・提案書受付
- 7月12日 第3回指定管理者選定小委員会
(プレゼンテーションおよび応募団体の評価、採点)
- 8月25日 指定管理者選定委員会
(応募団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、当該団体については、練馬区立北町福祉作業所を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。(審査結果は別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会では、平成22年5月17日以降、有識者委員を加えて評価を行った。また、指定管理者選定小委員会では、平成22年5月6日以降、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

収入に占める補助金・委託料収入の割合が低いため、自主運営能力が高いこと。資金力、借入金の返済能力、経営の安全性が優れており、長期的に安定した事業活動が可能であること。

(2) 運営実績

都内および近県で多種多様な障害者施設を運営し、障害福祉分野において十分な実績があること。練馬区内においても大泉町福祉園、光が丘障害者地域生活支援センターを受託・運営しており、今後も安定した支援を行う能力を有していること。北町福祉作業所の最終総合評価において「工賃の収入を増やすために、新

たな自主製品の開発に取り組んでいる。」などにより良好と認められていること。

(3) 効率的運営・効率化への取組

施設運営に当たり単年度および3か年の経営目標を掲げ、目標に沿って計画的に事業を進めサービス向上に努めていること。

法人施設の連携による人材と資源の有効活用、法人のコンサルティング部門の支援を活用した運営経費の節減等の計画があること。

(4) 受託への熱意・意欲

区内で展開している法人事業所間のネットワークを活用し、人事交流や支援技術交流等での相互協力体制などで支援の総合力を向上させ、区内福祉の向上に貢献していく意欲があること。

地域交流事業、地域公開講座を実施して、施設の近隣住民との交流を図ってきた。今後も交流を行い、施設が地域に根付くように努める意欲があること。

(5) 施設管理の安全性への配慮

法人として、危機管理マニュアルを整備するとともに、リスクマネジメント委員会を設置し、危機管理に関する継続的な取組の提案があること。

また、リスクマネジメントの重要性を職員に周知し、ヒヤリハット報告書の提出を奨励するなど、施設内での事故防止に努める姿勢があること。

(6) 施設管理運営体制

施設管理に当たり、1階の北保健相談所と十分な連携をとっており、職員全員による施設の安全点検の実施など法人のノウハウを生かす提案があること。

施設防災計画に基づき、毎月1回避難訓練を行うことで、職員に防災への意識を高めるように努めていること。

(7) 利用者への対応（接遇を含む。）

第三者委員制度について利用者・保護者へ周知に努めていること。家族会の集まりにおいて、第三者委員が成年後見制度についての説明を行っていること。

法人の定めた職務基準書により、各レベルの職員が利用者提供すべきサービスや支援技術に関するガイドラインを示している。また、北町福祉作業所独自の業務標準マニュアルを作成し、利用者への公平公正な対応に関する職員の姿勢や理念を示していること。

(8) 職員の育成

法人が主催する職員階層ごとの研修の実施や、外部機関が開催する専門職研修への積極的な参加を促進するほか、他施設との合同研修の開催などにより、職員の質の向上に努めていること。

(9) 団体の理念・姿勢

「自分を愛するように、あなたの隣人を愛せよ」という法人理念を実現するため、障害児・者対象から高齢者対象まで多くの施設を設置・運営し、利用者本位の福祉の実現に向けて取り組む姿勢が定款に明文化されていること。

また、法人の理念を実践に生かすため、法人倫理綱領や行動規範を定め、職員に対して周知・徹底させていること。

(10) 区内事業者の活用・区民雇用の促進等

地域に根ざした施設運営に当たるため、可能な限り区民の雇用に努めていること。物品購入について、区内の法人施設から区内業者の情報を得て、物品購入先の拡大に努めていること。

(11) 事業等の提案

区内の事業所との協働を進めるとともに、法人が運営する就労支援施設との連携をより一層強化し、共同受注による作業受注の安定化、自主製品の販路拡大等自主生産事業の活性化による就労支援事業の拡充等利用者個々に応じた就労支援の展開などに取組の提案があること。

平成23年度から新たに実施する就労移行支援事業について、利用者の安定出勤、スタッフとの関係作りに重点を置くとともに、関係機関との情報交換や就労支援員による渉外活動により実習先や就労先の確保に努める提案があること。

利用者の日中活動の機会を増やすため、法人が独自に実施している土曜日事業の実績を踏まえ、引き続き実施の提案があること。さらに、法人として利用者のガイドヘルプの利用等がわかりやすく、情報提供や案内を行う提案があること。

6. 問い合わせ先

練馬区健康福祉事業本部福祉部障害者施策推進課就労支援係

電話 03-5984-1387 (直通)

FAX 03-5984-1215

指定管理者選定（社会福祉法人武蔵野会）の審査結果（練馬区立北町福祉作業所）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	5点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	3点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	3点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組み	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等 (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	10点	8点
13 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 一般企業への就労や工賃アップ等、専門的なサービス提供についてのスキルやノウハウの有無 (4) 地域に開かれた運営の有無 (5) 団体の本部または団体が運営する施設による、北町福祉作業所の運営および支援に関するバックアップ体制	10点	8点
合 計	100点	79点

※ 現に指定管理者として当該施設を管理している団体については、指定期間中の運営に関するモニタリングの評価結果を含めて評価する。